

# わたしたちのくらしと日本国憲法(P8～P21) 名前 ( )

めあて 日本国憲法について調べ、日本の政治を知ろう。

(1)日本国憲法とは何ですか。P9のことばをまとめましょう。

憲法は大きく分けて「人権の保障」と「政治のしくみ」から構成されている。日本国憲法には、前文と103の条文があり、例えば、国民としての権利や義務、国会・内閣・裁判所について書かれている。

⇒日本の国や国民生活の基本を定めたもの・・・( **日本国憲法** )

(2)日本国憲法の考え方を調べよう。

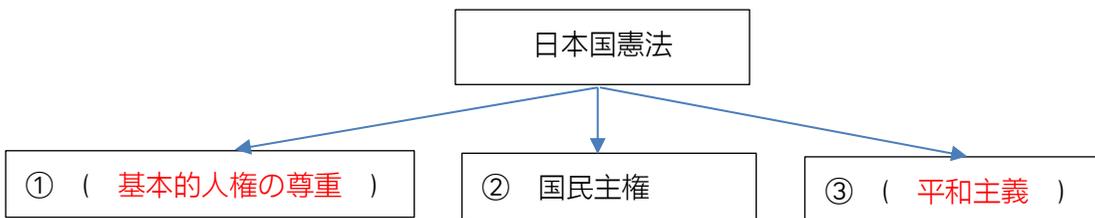
日本国憲法は、太平洋戦争終了後に平和を願ってできたものなんだね!( **1946年** )公布

【基本的な考え方】

- ① 国の政治は、( **国民の代表者** )が行い、政治がもたらす( **幸福** )や( **利益** )は国民が受けること。
- ② 主権は、( **国民** )にあること。
- ③ 日本国民は、( **政府** )の行為によって再び( **戦争** )の災いが起こることがないように決意すること。



この考え方をふまえて3つの原則ができた!



(3)日本国憲法の3つの原則について調べよう。

① 基本的人権の尊重について

まずは...P15のことばをまとめよう!

基本的人権は、人間が生まれながらにもっているおかしことのできない権利として、すべての国民に保障されている。わたしたちはだれもが個人として尊重される。

## 【尼崎市の基本的人権に関する取り組み】

### 国民の権利



思想や学問の  
自由



働く人が団結  
する権利



個人の尊重,  
男女の平等



教育を受ける  
権利



政治に参加す  
る権利



言論や集会の  
自由



裁判を受ける  
権利



仕事について  
働く権利



居住や移転、職  
業を選ぶ自由



健康で文化的  
な生活を営む  
権利(生存権)

### 国民の義務



子どもに教育  
を受けさせる  
義務



仕事について  
働く義務



税金を納める  
義務



憲法の定める権利を（ 正しく行使する ）とともに、お互いの権利を（ 尊重する態度 ）を身に付ける努力をしなければならない。それを、国民として（ 義務 ）を果たしていく必要がある。

## ②国民主権

まずは...P16 のことばをまとめよう！

主権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する権利のことで、国民主権とは、**国民がその役目になうことを示している**。国民が政治に関心を持ち、適切な判断をして、**自分の意見を政治に反映させていくことが重要**。

### 【豊かな暮らしを実現する方法と日本の政治】



・国民は政治に参加する権利がある。⇒( **参政権** )という。

・日本国憲法では、( **天皇** )は日本の国や国民のままとりの( **象徴** )(しるし)であり、せいじについては( **権限** )をもたない。

・天皇は憲法に定められている仕事( **国事行為** )を内閣の助言と承認にもとづいて行っている。

→P17天皇の主な仕事を読もう。

◆国民はこんなことができる！！(P17 政治に参加する権利を見て答えよう)

・国会 ⇒ ( **議員** )を選挙で選ぶことができる！

・地方公共団体 ⇒ ( **首長** )・( **議員** )の選挙、( **条例** )の改正、首長・議員をやめさせたりする( **請求** )ができる！

・憲法改正 ⇒ 憲法の改正をするかどうかは、( **国民投票** )で最終的に決められる。

・最高裁判所 ⇒ 最高裁判所の( **裁判官** )として適しているか判断することができる。

### ③ 平和主義

まずは...P19のことばをまとめよう！

世界では、今も戦争や紛争によって苦しんでいる人々が数多くいる。日本人だけでなく、そうした人々も平和に安心してくらしたいように、日本がより積極的に活動することを国際社会が期待している。

あなたにとって平和とはどんなことですか。



#### 【平和主義の実現に向けてどんな取り組み】

- ・原爆を体験した人が戦争の悲惨や平和の尊さを伝える ⇒ ( 語り部 ) 活動
- ・日本は( 自衛隊 )があり、日本の平和と安全を守っている。
- ・日本各地で( 平和をいのる ) 式典
- ◆ 世界でただ一つの被爆国  
核兵器を( もたない )・( つくらない )・( もちこませない )という( 非核三原則 )をかかげている。

ふりかえり